

福祉トピックス

税理士法人 長谷川会計
〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1
TEL 082-272-5868
URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

11月11日は「介護の日」です。

来月11月11日は介護の日です。「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、「いい日、いい日」にかけた、覚えやすく、親しみやすい語呂合わせとなっています。

この日に向けて広島県では以下の日程で「**介護の日フェスタ in 広島**」を計画しています。

日 時：平成 25 年 11 月 10 日（日）
場 所：広島県庁正面第 1 駐車場（メイン会場）
 シャレオ中央広場（介護福祉機器展）
時 間：10：30～16：00

また、厚生労働省は介護の日前後 1 週間を「福祉人材確保重点実施期間」と定めています。総務省統計局からも平成 25 年 9 月 15 日にまとめた**高齢者の人口割合も 25%の約 3,186 万人に達した**と発表がありました。
(昨年同時期は 24.1%，約 3,070 万人；116 万人増)

高齢者人口増加に伴い新たに介護・福祉で雇用をされる事業者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、**雇用に関するポイント**を 3 つ紹介致します。

- **労働契約書（雇用契約書）**は作成していますか
→のちに労働者と労働条件の食い違いでトラブルになることを未然に防ぐことができます
- **きちんと労働に関する書類**は取り揃えていますか
→**賃金台帳、出勤簿、労働者名簿**は作成・保管が義務付けられています。
ないことが調査等で判明した場合、**罰金が科せられる可能性があります。**
- **協調性に欠ける職員**がいませんか
→このような職員にいきなり懲戒処分することはできません。
“なぜ”“なにが”いけないのか“どのように”改善すべきかを明確に指導する「手順」が必要となります

上記は実際に起こりやすい労務トラブルや、罰金が絡む労務上の注意点です。こうした問題が発生しないようにきちんと書類の作成・保管を行ったり、労働者と書類を取り交わしたりしておくことは、**会社を守る**うえで重要なことです。

人事労務に関して、気になる点がありましたら、ぜひお気軽に弊社までお問い合わせください。

